平成２１年（フ）第４７５号
沖縄県那覇市字古島229番地14　フォレストガーデン101
債務者　島袋ヒロ子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第５０４号
沖縄県糸満市西崎１丁目33番19号　コスタブランカ302、住民票上の住所沖縄県浦添市仲間２丁目30番３号
債務者　宮城　光男
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１２５４号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷２丁目18番42号、申立時の住民票上の住所千葉市中央区花輪町14番地43
債務者　田森　裕之
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２５５号
千葉市中央区道場南２－２－１、住民票上の住所千葉市中央区花輪町14番地43
債務者　田森美喜子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３００号
千葉県船橋市八木が谷１丁目12番26号
債務者　高山　正次
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３４６号
千葉市花見川区宮野木台２丁目２番24号　コーポ山茶花201号
債務者　宮田　峰子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３７１号
千葉市中央区中央１丁目２番２号　グランデュール中央公園301号
債務者　明石紫都子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３７３号
千葉県市原市八幡北町１－１－18　パレドール市原303号、申立時の住民票上の住所熊本県熊本市花園５丁目26番９号
債務者　浦田　安信
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３８２号
千葉県市原市八幡1691番地１　フリーダムベッセルⅡ201
債務者　木下　雅子（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４０２号
千葉県船橋市本町２丁目17番28号　サンライズかなめ203号
債務者　鹿野　浩史
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４０４号
千葉県市原市喜多869番地23　坂本宣広方、住民票上の住所千葉県市原市山倉520番地１
債務者　坂本　輝彦
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４０５号
千葉県市原市喜多869番地23　坂本宣広方、住民票上の住所千葉県市原市山倉520番地１
債務者　坂本　ひさ
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４０７号
千葉市中央区都町1264番地の２　都町リハイムＡ棟612号
債務者　目黒　唯雄
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４０８号
千葉市中央区都町1264番地の２　都町リハイムＡ棟612号
債務者　目黒　正子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４１８号
千葉県船橋市上山町１丁目185番地１　ロアジール上山104号
債務者　皆見圭一郎
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４３４号
千葉県市川市曽谷３丁目22番11号
債務者　橋本美也子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４５５号
千葉県浦安市富士見３丁目17番34号　キャピタルハウス102
債務者　坂本　明美
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係